国民健康保険税

国保税の税率などが変わります

国民健康保険税（以下国保税）は、平成17年の合併からこれまで、地域ごとに異なる税率・税額となっていましたが、市議会3月定例会において、一関市国民健康保険税条例の改正が承認され、税率などが変わりましたので、その内容をお知らせします。

Q 21年度の国保税の税率・税額はどうなりますか？

A 改正後の税率・税額については表1のとおりです。今回の改正に伴って、市内全地域の税率・税額を統一しました。

Q 国保税はどのように決まるのですか？

A その年度に予想される医療費の額や、後期高齢者医療、介護保険制度へ支出する額の合計から、国・県の負担金や市費の繰り入れ分、医療費の一部負担金（原則3割の自己負担）などを除いたものが、国保税の総額になります。

各世帯で納めていただく国保税は「医療（医療給付費）分」「支援金（後期高齢者支援金）分」「介護（介護納付金）分」で構成され、それぞれ所得割（前年の所得に応じて計算する部分）、均等割（被保険者の人数に応じて計算する部分）、平等割（世帯ごとの定額負担部分）を合計したものとなります。

Q 国保税はいつからどのように納めるのですか？

A 7月10日ごろにお届けする21年度の納税通知書をご覧の上、納付してください。原則として、7月から22年2月の各月末（8回）が納期限となっています。口座振り替えを希望する場合は、納税通知書に口座振り替えの申込書が添付されていますので、必要事項を記入して、金融機関にお申し込みください。

Q 年金からの引き落としで国保税を納めています。今後の納入額などはどうなりますか。また、納入方法の変更は可能ですか？

A 国保税を特別徴収（公的年金からの引き落とし）で納入している人には、7月に納税通知書をお届けする際に、引き落とし納入分を差し引いた金額をお知らせします。また、10月以降に引き落としが継続になるかどうかも、併せてお知らせします。納入方法を口座振り替えに変更することも可能ですので、希望する場合はお問い合わせください。

Q 国保税を軽減する制度はありませんか？

A 世帯の所得の合計額が一定の条件（表2）を満たしている場合、均等割と平等割がそれぞれ軽減されます（世帯主と被保険者全員の所得申告が必要です）。

Q 近々、会社を退職します。社会保険の任意継続と国保税を比較したいのですが

A 国保税は、被保険者の人数、加入期間、前年の所得などにより、世帯ごとに異なります。国保税の試算を希望する人は、所得が記載された書類（20年分の源泉徴収票や21年度確定申告書の控えなど）を持参の上、本庁税務課または各支所市民課税係へおいでください。任意継続保険料については、加入している健康保険や勤務先へお問い合わせください。

Q 医療費の推移はどうなっているのですか？

A 合併後の国保被保険者一人当たりの医療費は図1のとおりで、21年度は、17年度に比べて15・3パーセント増の見込みです。

◎問い合わせ先
国保税…本庁税務課☎㉑8241
国保給付…本庁国保年金課☎㉑8343
または各支所市民課

■表1　国民健康保険税の税率・税額表
（20年度の（）内は川崎地域分）

	区分	21年度	20年度<参考>
医療分	所得割	7.90%	6.79（6.00）%
	均等割	1万9800円	1万5700（1万4300）円
	平等割	1万9000円	1万5100（1万4300）円
支援金分	所得割	2.95%	2.95（2.60）%
	均等割	7400円	7400（6700）円
	平等割	7100円	7100（6700）円
介護分	所得割	2.40%	2.64%
	均等割	7300円	8300円
	平等割	4700円	5000円

■表2　国保税の軽減に該当する条件
（所得申告が済んでいれば、申請は不要です）

軽減割合	世帯主と被保険者の総所得合計
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋（24万5000円×世帯主を除く被保険者数）以下
2割軽減	33万円＋（被保険者数×35万円）以下

■図1　被保険者一人当たり医療費の推移

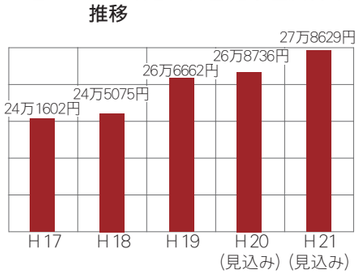

年金受給者の納税便宜

65歳以上の年金受給者の皆さんへ 公的年金から個人住民税の特別徴収が始まります

平成21年10月から、年金受給者の納税の便宜や市町村の徴収の効率化を図るため、公的年金からの住民税の特別徴収（引き落とし）制度が始まります。

この制度は、個人住民税の納付方法を変更するもので、一年間に納める税負担額は変わりません。

これまで住民税の納付義務がある人は、銀行などに出向いて納付書によりお支払いいただくか、口座振り替えにより納付いただいていました。

この制度により、65歳以上で公的年金を受給している人は「公的年金等に係る所得に対する住民税の所得割および均等割額」を年6回の年金給付の際に引き落としされることになります。

対象となる税額

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金（障害年金・遺族年金は対象外）に係る所得に対する、住民税の所得割額および均等割です。

※年金に係る所得以外に、給与所得がある人は、均等割額は年金からは特別徴収されません。

※年金以外の所得に係る個人住民税および年金からの特別徴収では対象とならない住民税（給与・不動産など）については、これまでと同じ方法により納付していただきます。

対象となる人

個人住民税の納税義務者で、21年4月1日現在で老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の人のうち、20年中に公的年金などの支払いを受けた人。そのうち、次の場合を除きます。

■老齢基礎年金などの給付額が年額18万円未満の人

■介護保険料が年金から引き落としされていない人

■引き落としされる住民税額（特別徴収税額）が老齢基礎年金などの給付額の年額を超える人

■1月1日以降に他の市区町村へ転出した人

◎問い合わせ先
本庁税務課市民税係

納め方の例

■給与所得と年金所得がある場合

	改正前		改正後
均等割額	給与からの特別徴収	→	給与からの特別徴収
給与分の所得割額			
公的年金分の所得割額			給与からの特別徴収

この場合、通知が2通送付されます。
（給与からの特別徴収と年金からの特別徴収の通知）

■公的年金などに係る所得のみの場合

【21年度】

	改正前		改正後		
徴収方法	普通徴収		公的年金からの特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

【22年度以降】

	改正前			改正後		
徴収方法	公的年金からの特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下半期と同額			年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3ずつ		

住民税普通徴収の皆さんへ

納税通知書発送は6月12日

住民税（市民税・県民税）の納税通知書は例年6月上旬に発送していましたが、今年度からは、6月中旬に発送します。

21年度は、6月12日に発送する予定です。

◎問い合わせ先…本庁税務課市民税係

口座振り替えは早めに申し込みを

21年度から新規に口座振り替えを希望する人で、全期前納または1期目からの口座振り替えを希望する人は、6月10日までに金融機関へお申し込みください。

なお、ゆうちょ銀行からの振り替えを希望する人は、5月中の申し込みが必要ですのでご注意ください。

◎問い合わせ先…本庁収納課☎㉑8261